



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2862 号 2016.2.12 発行

**”見える”子どもの登下校 市と開発企業が実証実験** 大阪日日新聞 2016年2月12日  
 地域の子どもの守ろうと、箕面市と、防犯サービスの開発・運営を手掛ける「otta」（本社・広島県）は3月下旬から1年間、市内全域でスマートフォンなどを使った「見守りサービス」の実証実験を始める。市内の全小中学生に発信機を配布し、登下校の状況を確認する仕組み。

### ランドセルに付けられた小型発信機（箕面市提供）

通学路に防犯カメラを設置するといった子どもの安全を確保する取り組みを強化するのが狙い。登下校時に小型発信機を持った子どもたちが、市内に設置した検知ポイントや、位置情報を送る専用アプリを入れたスマートフォンを持つ市民の近くを通ると、学校で各自の位置を確認できるようにする。



3月下旬から、サービス開始に向けて市内の公共施設やコミュニティーバスなど計500カ所に検知ポイントを配備するほか、地域団体などへアプリについて説明。4月からは同社から無償で提供される発信機を、新入生を含めた全小中学生約1万1千人に配布する。

将来的に認知症などで見守りが必要な人のサービスにも応用したい考えで、同市学校生活支援課は「サービスを活用し、子どもも高齢者も見守っていききたい」と話している。

**診断前に子育て講座 発達障害、米子市が支援** 日本海新聞 2016年2月12日  
 鳥取県米子市は、子どもへの対応に難しさを感じたり、発達障害の可能性のある乳幼児を育てる保護者を対象に、子育て講座として「ペアレントトレーニング」を新年度から始める方針を固めた。家庭での接し方を指導し、発達障害と診断されていない乳幼児の早い段階での支援を目指す。

コミュニケーションなどに問題が起こりやすい発達障害は、見た目に分かりにくく、気づきにくいのが特徴。市によると、診断されていない“グレーゾーン”の子どもへの対応に悩む保護者からの相談も増えているという。

診断されていない段階でのペアレントトレーニングは、同市としては初めての試み。新年度当初予算案に関連費用を盛り込む方針で、今春から参加者を募る。

同市錦町1丁目のふれあいの里を会場に、新年度は1シリーズ5回程度を予定している。就学前の子どもを育てる保護者が対象。鳥取大の心理学の専門家が、褒めるコツや上手な指示の出し方、個性に応じた対応方法などを指導する。

地方創生に向けた取り組みとして子育て世代への支援を充実させ、人口減を抑える狙いもある。市健康対策課は「保護者の子育てに関する悩みや不安を取り除く一方、地域ぐるみで障害への理解を深めるきっかけにもしたい」と話す。

## 発達障害者支援法改正へ 超党派の議連が提出めざす 福祉新聞 2016年02月12日

自閉症の人などへの早期発見などを定めた発達障害者支援法が10年ぶりに見直されることが分かった。都道府県に発達障害者支援地域協議会（仮称）を設置し、関係機関が有機的に連携することを目指す。超党派で構成する「発達障害の支援を考える議員連盟」（尾辻秀久会長）が今国会に改正法案を提出する。

2005年に施行された発達障害者支援法は、自閉症や学習障害などの発達障害者の早期発見や支援などが定められているが、見直されるのは初めて。議連は現在、改正内容について関係団体などと協議を重ねている。

改正案では、法施行後に日本も障害者権利条約を締結したことなどを受け、発達障害者の定義に「社会的障壁」によって日常生活や社会生活に制限を受けている内容を追加する。基本理念を新設し、発達障害者にとっての社会的な障壁を取り除く合理的配慮の規定も設ける。

また、発達障害者の意思決定支援や共生社会の実現に関する規定も設ける。子どもから高齢者までどのライフステージでも切れ目のない支援を目指すという。

さらには、当事者から受けた相談を関係機関が連携して支援できる体制を整備するよう国や地方公共団体の責務を追加する。

具体的には、都道府県に発達障害者支援地域協議会（仮称）を設置できるようにする。有識者や当事者団体などで構成し、各地域の実施状況の検証も行うという。

既存の発達障害者支援センターについては、地域支援の機能を強化する。都道府県ごとに複数のセンターを設置したり、支援マネジャーを配置したりできるようにする。

このほか改正案には、①事業主による発達障害者の特性に配慮した雇用管理②成年後見制度の利用促進③発達障害者の特性に配慮した刑事捜査④高齢期の発達障害者を念頭においた日常生活支援-なども盛り込みたい考えだ。

## 社説：乳幼児の虐待死 連携強めて命を救おう 毎日新聞 2016年2月12日

虐待によって幼い命が奪われる事件が後を絶たない。

埼玉県と東京都で先月に起きた事件の被害者はいずれも3歳児だった。無抵抗で体も小さい乳幼児の虐待は死亡につながりやすい。関係機関は全力で対策を講じてほしい。

埼玉県狭山市では藤本羽月ちゃんが遺体で見つかり、母親（22）と同居の男（24）が逮捕された。2人は自宅マンションで羽月ちゃんの顔に熱湯をかけてやけどを負わせるなどしたうえ、病院に連れて行かず放置したとされる。

東京都大田区の新井礼人ちゃんは母親（22）の交際相手の暴力団組員（20）から暴行されて大けがをしたとされる。礼人ちゃんは病院に運ばれたが死亡した。

いずれの事件も、あまりにむごい。強い憤りを禁じ得ない。

狭山市では、市の職員は羽月ちゃんや姉が定期的な乳幼児健診を受けていないことから自宅を何度か訪問し、虐待がないかなど様子を確認していた。

当時、母子は羽月ちゃんの祖母と同居し、祖母に家事を手伝ってもらうなどの支援を受けていた。その後、母子はマンションに移り、逮捕された男と同居中に事件が起きた。

マンションでは羽月ちゃんが玄関の前に出されていたり、泣き続けていたりするのを近所の人が気づいて警察に2度通報していた。しかし、警察官が訪問した際には虐待の形跡はなかったという。

通報があったことは狭山市には知らされず、市は母子の転居も把握していなかった。関係機関が情報を共有していれば、家庭への関わりを強められたのではないか。

大田区の事件では、母親が若い時の妊娠だったため、区は特別の支援が必要な「特定妊婦」として乳幼児健診の時に気をつけていた。だが、組員との同居は把握しておらず、虐待にも気づかなかった。もう一步関わる方法はなかっただろうか。

厚生労働省のまとめによると、2003年度から13年度に児童虐待で死亡した582

人の中で3歳以下が437人と75%を占めている。うち3歳児は57人、0歳児は最多の256人に上る。

厚労省の専門委員会が昨年公表した報告書は「虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが肝要」と指摘した。

その場合、妊婦と接する機会が多い産科の医療機関が果たす役割も大きい。母親本人や家庭の状況から虐待の危険性を察して児童相談所や市町村へ連絡し、出生後のケアを引き継ぐことができるからだ。

妊娠期から家庭へ継続的な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関が連携を強化する必要がある。

### 社説：川崎・中1殺害 判決は残忍な犯行を指弾した 読売新聞 2016年02月12日

被告が少年といえども罪に見合う罰は負わせるべきだ。裁判員はそう判断したのだろう。

川崎市で昨年2月、中学1年生の上村遼太君が殺害された事件で、殺人罪などに問われたリーダー格の19歳の少年に、懲役9年以上13年以下の不定期刑が言い渡された。

少年法が定める不定期刑の上限に近い。横浜地裁は判決で、「被害者が味わわれた恐怖や苦痛は甚大で、無念さは察するに余りある」と指摘した。凄惨な犯行を主導した被告の責任を重く見た結果だと言えよう。

被告は、他の少年2人と共に、多摩川の河川敷で上村君に激しい暴行を加えた。真冬の川を裸で泳がせた上、カッターナイフで首を何度も切りつけて殺害した。判決が「手口の残虐性は際立っている」と批判したのは当然である。

被告は公判で、罪を認め、謝罪した。家庭で体罰を受けて育ったことも明らかになった。

判決は「成育環境が犯行に影響を与えた」と認定する一方、被告が傷害の非行で保護観察中だった点に言及し、「更生の困難さをうかがわせる事情だ」と判断した。裁判員の厳しい姿勢の表れだ。

今後、重要なのは、事件の教訓を再発防止に生かすことだ。

上村君は事件前、不登校になり、少年らのグループと付き合いようになった。しかし、学校側は交友関係などを把握しておらず、警察との連携も不十分だった。

川崎市教育委員会は事件後、犯罪に巻き込まれる恐れのある子供について、氏名などの個人情報を提供し合う協定を神奈川県警と結んだ。緊密に情報交換し、犯罪の芽を摘むことが欠かせない。

住民による夜間のパトロールなど、地域の見守り活動も重ねる必要があるだろう。

事件は、少年法に関する議論を活発化させる契機になった。

昨夏、選挙権年齢の18歳以上への引き下げが決まり、その後、自民党は少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満へ引き下げるべきだ、とする提言をまとめた。

読売新聞の世論調査では、適用年齢の引き下げに賛成する人が88%に上る。少年による犯罪件数自体は減少しているものの、殺人などの凶悪犯罪が後を絶たないことを反映しているのだろう。

少年院での矯正教育など、少年法に基づく処遇が、再犯の防止に果たしてきた役割は大きい。罪を犯した18、19歳の更生の機会をどう確保するか。そうした観点を踏まえた検討が求められる。

### 【主張】中1殺害に判決 少年法はこれでいいのか 産経新聞 2016年2月12日

川崎市の中学1年、13歳の上村遼太さんは昨年2月、多摩川の河川敷で無残に殺害された。横浜地裁の裁判員裁判は、19歳の無職少年に懲役9年以上13年以下の不定期刑を言い渡した。

近藤宏子裁判長は判決で「頸（けい）部を複数回切り付け真冬の川で泳がせたのは凄惨

(せいさん)というほかなく、手口の残虐性が際立っている」と述べた。

公判で明らかになった犯行の詳細は身の毛がよだつもので、カッターナイフによる切り傷は全身で43カ所に及んだ。上村さんの両親は強い処罰感情を訴えていた。判決は、妥当なものといえたのか。少年法は現行のままでいいのか。改めて考えたい。

不定期刑とは少年法にある規定で、下限と上限の範囲内で更生の度合いにより刑の終了時期が判断される。刑罰より更生に主眼が置かれたものだ。

少年法の対象は「20歳未満」である。少年法はまた、17歳以下の死刑を禁じているが、年長少年と位置づける18、19歳にはこれを禁じていない。究極の刑罰である死刑の選択が可能であること自体、保護や更生を目的とする少年法の趣旨と大きく矛盾している。

一方で、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が6月19日に施行される。7月投開票が予想される参院選から適用されることになるだろう。

18、19歳は当面、選挙権は持つが、少年法の適用年齢であり続ける。判断能力を備えた大人と認めて選挙権を付与するなら、同時に相応の責任も負うべきである。

少年法の適用年齢についての議論は、公選法の改正と並行して行うべきだった。

被告の無職少年は、犯行時18歳5カ月で、保護観察中だった。検察側の求刑は不定期刑の上限である10年以上15年以下だったが、これが減じられた理由は、犯行が計画性を欠いた突発的なものだったことや、被告の未熟さに生育環境が影響したことなどだった。

現行少年法の範囲内で、裁判員らは熟慮のうえ、結論を導き出した。だが被告が成人であれば、もっと重い罪が問われたはずの事件である。

18歳は大人か、子供か。世界の多くの主要国では選挙権、少年法とも、18歳を境界としている。冷静に、かつ迅速に、議論を進めるべきではないか。

## 社説：「中1殺害」判決 兆候を察し救いの手を 北海道新聞 2016年2月12日

川崎市の中1年生上村遼太君＝当時（13）＝を殺害したとして殺人罪などに問われた少年（19）の裁判員裁判で、横浜地裁は懲役9～13年を言い渡した。

被告は事件をめぐる逮捕された少年3人組のリーダー格だ。

判決は「手口は極めて残虐だ」と厳しく指摘する一方、被告の暴力容認の考え方は成育環境が与えているとして、求刑（懲役10～15年）より刑を減じた。

今回の事件は多くの兆候があったにもかかわらず、周囲がそれを受け止めることができなかった。

大切なのはこうした子供たちのSOSに気付くことのできる仕組みをつくっていくことだろう。悲劇が二度と起こらないよう、学校と地域が一体となった取り組みを進めてもらいたい。

上村君は昨年に入ってから不登校となった。自宅にも戻らず、顔にあざをつくるなどさまざまな異変が生じていた。担任教諭も家庭訪問を続けたが、本人に会えないまま事件が起きてしまった。

河川敷で執拗（しつよう）にカッターナイフで切りつけられた上、真冬の川で泳がされ、全裸で放置されたまま死亡した。あまりにも痛ましい。

子供が学校や家庭の外でトラブルに巻き込まれている場合、察知するのが難しいのは確かだ。

ただ、被告の少年らは事件前、居酒屋などで飲酒し、酔った勢いで暴行に及んだとされる。店が酒の提供を拒んでいれば、事件が起きなかった可能性はなかったか。

もし、学校が福祉行政や警察と連携し問題解決を図るスクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣を要請していたら、事件を防ぐことができたかもしれない。

凄惨（せいさん）な少年事件が起きるたび、少年法は甘いという批判がわき起こる。被害者遺族の心情を考えれば当然かもしれない。

しかし、現実には少年犯罪は年々減少している。少年の保護と更生を主眼にした少年法は、決して無力ではないはずだ。

自民党は少年法の適用年齢引き下げの議論を進めているが、厳罰化だけで少年犯罪は抑止できるのか。慎重な検討が求められる。

今回の事件後、文部科学省は再発防止策を全国の教育委員会に通知した。不登校への対応強化やS S Wの積極活用も促している。

地域の見守り力が衰え、家庭環境も複雑化している。

警察も含めた多くの機関が情報を共有し、子供の問題行動に対処できる体制をそれぞれの地域で構築していくことが重要だ。

### 【主張】診療報酬改定 機能する「在宅」へ支援を 産経新聞 2016年2月12日

4月に改定される診療報酬は、住み慣れた地域で医療が受けられる「地域包括ケアシステム」を推進し、入院患者のスムーズな在宅復帰を促す内容となった。

だが、医療の充実だけで「在宅」は実現するまい。安倍晋三政権は医療面にとどまらず、全般的な生活サポートに力を注ぐべきだ。

厚生労働相の諮問機関、中央社会保険医療協議会（中医協）が答申した改定内容の最大の狙いは、症状に応じて適切な医療が受けられるよう、医療機関の役割分担を求めたことだ。

高齢化が進み、慢性疾患やリハビリが必要な患者は激増していく。しかし、病院の利害がぶつかって、医療提供態勢の見直しはなかなか進まない。

報酬が高い重症患者向け病床の要件を厳しくし、在宅復帰率を高めるよう今回の改定が求めたのは当然である。各病院は、大胆な役割分担に踏み切るときだ。

一方、退院後の受け皿を整えなければスムーズな退院の流れはできない。現在、地域包括ケアシステムは一部の地域に限られており、その整備は喫緊の課題だ。

医師が中心とならなければ立ち上げることが難しい仕組みだ。病院や診療所、訪問看護ステーション、ケアマネジャーなどが定期的に情報共有した場合、診療報酬を手厚く配分することにしたのは、有効な方策となろう。在宅専門の医療機関を認め、休日往診も加算する。地域医療に積極的に取り組む医療スタッフが増えることを期待したい。

認知症患者の増大に対応するため「かかりつけ医」の普及にも力を入れ、医師と連携する「かかりつけ薬剤師」による服薬管理を強化した。高齢社会では患者へのきめ細かな対応が欠かせないだけに、広げたい施策だ。

問題は、独り暮らしや夫婦とも高齢という世帯が増えてきたことだ。医療提供態勢を充実させても、日常生活が機能しなければ在宅医療は画餅に帰す。

地域包括ケアシステムは、地域住民やボランティアなどによる「生活支援」を前提とする。近所付き合いの希薄な都会などでは、態勢づくりがなかなか進まないのが現実である。

厚労省任せにするのではなく、政府全体で「在宅」への総合的な政策立案を急ぐべきだ。

### 社説：診療報酬改定 患者目線の改革を 朝日新聞 2016年2月12日

医療サービスの公定価格にあたる診療報酬の2年に1度の改定内容が決まった。4月から実施される。

今回、大きな柱の一つが、患者の状態に即した医療を提供するために医療機関の役割分担を明確にすることだ。

例えば、看護師の配置が手厚い重症患者向けの病院には高い報酬が支払われているが、実際には必要性が薄い患者を受け入れている例もある。重症患者の入院割合などの基準を引き上げて、高い報酬を支払う対象を絞り込む。また、大病院の外来に患者が集中する現状を是正するため、紹介状なしで大病院を受診した場合には原則、診察代と別に最低でも

初診で5千円、再診で2500円を支払わなければならないとする。

もう一つの柱が、薬に関係する見直しだ。患者の服薬指導や管理に取り組む薬局を「かかりつけ薬局」として推進するほか、在宅の患者を薬剤師が訪問し、重複している薬などについて医師に問い合わせる取り組みも後押しする。後発医薬品の使用割合の高い診療所に対する加算なども新たに設け、価格の安い後発品の使用を広げる。

国民医療費は40兆円を超え、今後さらに増えることが見込まれる。必要な人が必要な医療を得られるようにするためには、限りある資源を効率的に使うことは避けて通れない。その意味で、今回の見直しの方向性と、この改定で厚生労働省が示した医療のあり方は理解ができる。

しかし、診療報酬さえ変えれば、望ましい医療が実現できる、というものでもない。

例えば大病院への患者集中の是正は、改定の度に焦点になりながらも改善していない。背景には「身近に良い医院がない」「大病院のほうが安心だ」といった患者側の事情がある。

そうした課題が残ったままでは、単に患者の負担が増すことになりかねない。患者にとって身近で信頼できる開業医が増えていかないと、大病院志向を変えることはできないだろう。

欧米では「総合医」「家庭医」を育成・認定する仕組みがある。日本でも「総合診療医」が検討されているが、そうした医師の育成を急ぎ、地域に広げる取り組みが必要ではないか。

後発医薬品を広げるには、薬を処方する医師と、使う患者からの信頼を高めることが大切だ。突然の製造中止といったことのない安定供給や、安全性に関する情報提供が求められる。

患者が納得できる医療にするために、診療報酬改定に終わらない患者目線の改革が必要だ。

## 「障害者権利条約第1回日本政府報告（日本語仮訳）」に対する意見

2016年2月10日

特定非営利活動法人 日本障害者協議会（JD） 代表 藤井克徳

### 該当箇所 第1部 総論 I 条約締結に至る経緯と現状-1

意見内容1 本政府報告の策定過程及び全般的な内容についての市民社会の参画について

第33条の監視の枠組みを担う「障害者政策委員会」とされているが、障害者政策委員会は政府機関である。監視の枠組みには市民社会の参画が求められており、政府報告の策定過程に市民社会の参加が不十分であった旨、課題として明記すべきである。

理由1 障害者権利条約は、障害のある人が参画し、意見を出し合いながら策定されてきた。権利条約策定の過程を踏まえると、内容も大事だが、その策定過程も同様に重要である。権利条約第4条3項、第33条3項、第35条4項において、政策決定過程や報告書策定過程への障害者および障害者を代表する団体の参加が規定されているにも関わらず、そうした場が設けられてこなかったので設定すべき。

### 該当箇所 第1部 総論 I 条約締結に至る経緯と現状-3

意見内容2 データ不足は報告でも触れられているが、既存のデータ利用もほとんどなく、すでに実施されている調査データなども活用できていないことなども課題として明記すべきである。

理由2 政府は障害者理解についての調査を行っており、国際比較も実施しているが、その紹介はない。こうしたデータは貴重なものであり、既存データを駆使して報告をまとめていこうという意思がみえない。

意見内容3 権利条約を批准したことで、障害のある人の生活がどのように改善されたのかについての記述がない。記されている内容は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置である。その措置によってもたらされた進歩に関する包括的な報告が記述されて

いない。これでは、締約国の報告義務は半分しか果たしていない。政府報告書として課題に踏み込めなかったことを明記すべきである。

理由 3 権利条約第 35 条の内容が遵守されていない。とりわけ、第 35 条 5 項には履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することとされており、報告書としては極めて不十分である。他の市民との平等を実現するために、政府はどのような努力を行うのかが問われている。

#### **該当箇所 第 33 条 220**

意見内容 4 障害者基本法にもとづく第 3 次障害者基本計画の実施状況の監視を通じて障害者政策委員会による権利条約の監視がなされたとしている。しかし第 3 次障害者基本計画と障害者権利条約は（関連はするものの）項目も内容も異なるものであり、前者の監視を後者の監視とするのは無理である。そのため、例えば障害者施策の根本課題である所得保障について、その実態に踏み込めていないことを明記すべきである。

理由 4 障害者基本計画の実施状況の範囲内の監視では、日本の障害のある人の暮らしの全般が権利条約を批准したことで改善したのか、残された課題がどこにあるのかなどが明確にならない。本来であれば、国の責任において障害のある人の貧困の状況を明らかにすべきであろう。OECD で発表されている障害者の貧困率などのデータに日本のデータはない。改善すべき重要な問題である。

#### **該当箇所 斜体部分(障害者政策委員会の指摘)**

意見内容 5 障害者政策委員会での意見が、8 点にわたって報告書本文に記載されているが、政府の意見ではなく障害者政策委員会の意見であることが明記されており、本文上での扱いが不適切である。障害者政策委員会による指摘について、政府としても問題意識を共有した旨、明記すべきである。

理由 5 政府は、報告に率直に障害のある人の置かれている状況を記すことが求められているし、障害当事者の声を反映させる過程を軽視し、国連に報告することの意味や意義が十分でない。

#### **該当箇所 付属**

意見内容 6 付属資料のデータには目次がない。各データが条約の第何条についてのデータなのかの説明もない。「政府報告」本文のなかでもどのデータを参照すべきかの指示がない。データの網羅性、適切性、理解のしやすさなどにも改善すべき点はあるが、これらの最低限の形式要件を守るべきである。

理由 6 最終的な提出時には改善しようと考えておられたのだとは思いますが、念のため意見を出しました。

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

#### **障害者虐待防止法改正を求める要望**

2016 年 2 月 9 日

特定非営利活動法人 日本障害者協議会 (JD) 代表 藤井克徳

貴職におかれましては、日頃より障害者権利条約に基づいた政策の推進にご尽力いただいていることに心より敬意を表します。

2012 年 10 月、障害者虐待防止法が施行されました。しかし、新聞やテレビ等で連日のように、高齢者や子どもに対する虐待事件が報じられています。それは障害者についても同様で、施設、病院、雇用の場、そして家庭などで虐待が繰り返されています。

その上、虐待を発見し、自治体への通報義務を果たした障害者施設の元職員が、報道関係のインタビューに応じたことに絡み、施設の名誉を傷つけられたということで、施設から損害賠償を請求されるという事態まで起きています。通報者を"不利益取り扱い"しないとすると障害者虐待防止法そのものを否定するような出来事です。

障害者虐待防止法は、虐待行為を発見した人に、自治体など行政機関への通報義務を課

しており、通報を受けた行政機関は、その現場に出向き、立ち入り検査あるいは立ち入り調査をしなければなりません。

障害者虐待防止法は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクトの5つを虐待の定義としました。まさに障害者が日常的に直面している問題です。

この法の施行により、福祉施設等の現場では、虐待防止についての研修を強化し、抑制の効果も少しずつ現れはじめています。一方で虐待そのものは隠れて行われることが多いため、なくなる傾向にあるとは言えない実態もあります。

現行の障害者虐待防止法の最大の問題点は、病院、学校、保育所等については、発見者の行政等への通報義務を対象外としていることです。

精神科病院は社会から隔離された場所にあることが多いことから、特に暴力などの虐待が起こりやすい場となっています。病院、学校、保育所等を通報義務の対象外としていることは、障害当事者の観点からは、何ら合理的理由を見い出すことはできません。

また、前述のように通報義務を果たした人が理由はともかく損害賠償を請求されるといふ事態が発生すると、虐待行為を発見しても委縮して通報をためらうケースが多くなることも予想されます。現行の制度は不完全なもので、通報義務を迅速に履行してもらうためには、通報義務者に対する法的保護が今後必要不可欠になると考えられます。

いま、障害者虐待防止法施行から3年という見直しの時期が過ぎようとしています。障害者の置かれた厳しい状況を考えると、国会や政府は、虐待発見者の行政機関への通報義務を、病院、学校、保育所等とその対象に加える改正を行うべきであると考えます。そして虐待を根絶させる意味でも、通報者に対する法的保護をしっかりと定めることが重要であると考えます。

昨年、石郷岡病院の看護助手による暴行・致死事件が2年後に発覚した例にみるように、今の虐待防止法は全く無力です。

また、国や自治体は、精神科病院等、障害者を社会から隔離分離しているあらゆる形態の施設について、すみやかにその実態を把握し公表していくことが重要です。

そして、特に社会から隔離された病院や施設、学校、保育所等については、日常的にそれらを監視する第三者機関を設置していく必要があると思います。

以上の認識に立ち、虐待問題を障害者一人ひとりが抱える深刻な問題としてとらえ、下記のことを要望いたします。

#### 記

1. 障害者虐待防止法の3年後の見直し時期が過ぎようとしている今、通報義務の対象に、病院、学校、保育所及び官公署を含める改正を行うこと
2. 精神科病院における虐待の実態を把握するため、すみやかに強力な調査を行うこと
3. 虐待を発見し、そのことを行政に通報した人に対して"不利益取り扱い"がなされないよう、しっかりと法的保護の仕組みをつくること
4. 病院、施設、学校、保育所及び官公署を含め、障害者の生活に関わる全ての分野で、虐待や障害者の権利に関しての第三者機関の設置を行うこと
5. 障害者虐待防止法の見直しについての検討の場が現状では不明である。障害のある人や家族、関係者が参加した公開の検討の場を設けること

以上

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

